相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市八幡町中西条四〇三番地、最後の住所愛知県春日井市月見町一番地二　被相続人　亡　花房　重昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十五日

名古屋市千種区仲田二丁目一七番八号

相続財産管理人　名倉勇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬三七四番地、最後の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中二丁目八番二号　被相続人　亡　鈴木　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十五日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県海部郡海南町浅川字カミノ一番地の四、最後の住所大阪市旭区赤川一丁目六番一五号下前荘二二号　被相続人　亡　友久　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十五日

徳島県海部郡海陽町大里字尾ノ鼻三六六番地二

相続財産管理人　司法書士　丸田　賀朗

公示送達

東京都市計画事業練馬大泉石神井付近早宮四丁目土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による東京都市計画事業練馬大泉石神井付近早宮四丁目土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項および第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を公告する。

一　書類の送付を受けるべき者の最後の住所および氏名

練馬区中村町三丁目六八四番地

原　一男

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、本事業施行地区の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙明細書および換地図のとおり、換地処分をします。

教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、東京都知事に審査請求することができます。

また、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、早宮四丁目土地区画整理組合を被告として、行政事件訴訟法による取消しの訴えを提起することもできます。

なお、別紙明細書および換地図は掲載を省略し、それらを組合事務所（東京都練馬区早宮四―一―五）および練馬区役所の掲示場において掲示する。

平成二十一年九月二十五日

東京都市計画事業練馬大泉石神井付近早宮四丁目土地区画整理事業

施行者　早宮四丁目土地区画整理組合

理事長　武内　庄治

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　静岡県知事登録旅行業第三一二八八号

㈢　商号　株式会社マイトラベル

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社マイトラベル　富士市吉原三丁目八番三号　代表取締役　西村良夫

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　富士市吉原三丁目八番三号

㈥　旅行業の登録年月日　昭和六十二年十二月二十三日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十一年九月二日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年９月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(7)3293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　群馬県伊勢崎市連取町2000―１　101号室　大阪府泉大津市池浦町１―１―15　福岡県朝倉郡筑前町依井字野田364―12　佐賀県佐賀市駅前中央１丁目１―４パエーゼ駅南101号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①有限会社エムアンドワイパートナーズ　②東京都知事(1)82136　③代表取締役　川上三芳子　④東京都世田谷区等々力８丁目11番13号　有限会社エムアンドワイパートナーズ　代表取締役　川上三芳子　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都世田谷区等々力８丁目11番13号

①大徳不動産　②東京都知事(2)77846　③松山千代子　④東京都豊島区千早四丁目26番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区高松一丁目８番12号　松山千代子

①株式会社サイバーファーム　②沖縄県知事(1)3622号　③代表取締役　半田貞治郎　④沖縄県那覇市西二丁目19番１号　⑤1000万円　⑥沖縄県知事　⑦沖縄県那覇市松尾２丁目16番52号　松尾公園デミスビル４階　当山法律事務所　破産者株式会社サイバーファーム破産管財人　弁護士　当山尚幸